

# “Privacy Culture and Data Protection Laws in Japan”

## はじめに

- 議長有難うございます。個人情報保護委員会委員長堀部政男でございます。
- まずは本日、ICDPPC の正式メンバーとして、日本のプライバシー文化とデータ保護法制を紹介する機会をいただき、ホストの香港 PDPC (Stephen Kai-yi WONG コミッショナー) をはじめとして、関係の皆様には感謝申し上げます。
- 私はこれまで、半世紀以上にわたってプライバシー・個人情報保護について研究し、我が国のすべての個人情報保護法制の検討に関わってきました。ここに至るまで、長い道のりがございました。

## 我が国の個人情報保護法制のあゆみ

- 我が国においてプライバシーについて議論が深まる契機となったのは、1960 年に出版された三島由紀夫の小説『宴のあと』によってプライバシーを侵害されたとする訴訟が提起されたことでした。1964 年、この裁判で東京地方裁判所は、プライバシーを権利として初めて認めました。
- この判決などにより、英語の表音である「プライバシー」がそのまま我が国社会に広く浸透いたしました。このとき、

プライバシーにおいて、イーストとウェストのコネクションが始まったといえましょう。

- 1970年代から、欧米諸国において、個人情報保護に関する法制の整備が進む中、当時、私は法学者として欧州の立法例を研究し、国内に紹介することを通じてイーストとウェストのコネクトに貢献しました。1980年には、各国の規制の内容の調和を図る観点から、OECD プライバシーガイドラインが採択されました。
- また、1981年には CoE（欧州評議会）の 108 号条約（Convention 108）が加盟国の批准に付されました。
- これらを受け、各国で立法による保護措置の検討がなされました。情報化の進展しつつあった我が国においても個人情報保護の仕組の整備を進めることとなりました。

### 我が国の企業文化と個人情報保護法の成立

- 我が国においては、元来、消費者の目線が厳しく、その信頼が企業の経営に大きな影響を与えることから、コンプライアンスを重視する企業文化があります。
- 民間部門の個人情報保護の分野においても、業界団体などが事業分野に応じたガイドラインを定め、企業が自らを拘束するプライバシー保護策を策定、実施するなどの自発

的な取組が行われてきました。

- さらに、1998年には、民間において個人情報の取扱いが適切であると認めた事業者を認証する「プライバシーマーク制度」が開始され、私もその創設に関わりました。
- こうした企業文化を背景とした民間部門の自主的な取組の一方で、個人情報保護法制の整備は、行政分野での検討が先行しました。そして、1988年に、国の行政機関を対象とする「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定されました。
- その後、情報通信技術の発達、企業活動のグローバル化などを受け、我が国として国際的に整合性を保った法制の整備をするため、民間部門を対象とした個人情報保護法が検討されることとなりました。
- 個人情報の保護の在り方に関する国民的な議論を経て、2003年に、個人情報保護の基本理念や民間事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」が成立し、2005年に施行されました。その立案に当たっては、政府が検討部会を設置し、私はその座長として参画しました。
- また、この個人情報保護法において、先ほどの民間の自

主的取組を法制度として位置づけ、「認定個人情報保護団体制度」を設けました。民間の事業分野ごとに個人情報保護団体が自主的なルールを定め、対象の事業者がこれに沿った取組を行う仕組みです。今日、金融などの様々な分野を対象とする 40 を超える個人情報保護団体が存在します。

### 新しい個人情報保護法の整備

- 個人情報保護法の制定以降、10 余年を経て、経済社会のグローバル化及び高度な情報通信技術の飛躍的な進展に伴い、個人情報保護と利活用のバランスを考慮した、国際的にも調和のとれた新たな制度設計が必要となりました。
  
- このような状況を踏まえて個人情報保護法を改正することとなり、2015 年に改正法が成立、本年 5 月に全面施行されました。改正法について主な 5 項目を紹介させていただきます。
  
- まず、1 点目として、当委員会が個人情報保護行政及び監督を一元的に行う独立機関として設置されました。2 点目は、個人データの越境規制の導入です。3 点目は、当委員会による外国執行当局への執行協力に係る規定が設けられたことです。4 点目は、個人情報データベースの不正提供などに対する罰則規定が設けられたことです。最後に、中小事業者を含む全ての事業者への法の適用です。

## 個人情報保護委員会の取組

- ここで、この改正法により設立された当委員会について紹介させていただきます。委員会には私のほか 8 名の委員と 3 名の専門委員がおり、法制度の専門家、消費者保護の専門家、IT の専門家及び国際関係の専門家などから構成されています。事務局は弁護士、会計士、IT の専門家及び検査官を含む約 130 名の職員から構成されています。
  
- 当委員会の活動については、まず、規則やガイドラインを整備しました。昨年 1 年間で 27 件のパブリックコメントを実施し、2,600 件超のコメントを受け付けました。また、ルールの広報活動にも注力しており、昨年度は、320 回の説明会を開催し、約 4 万人に対して説明を行ってまいりました。さらに、事業者や個人に向けて、1 日あたり 100 ~200 件コンサルテーションを実施しており、必要に応じて企業に対する指導を行っています。
  
- このように当委員会は、委員と事務局からなる体制を整備し、独立機関として、日々、効率的かつ効果的に監督活動に取り組んでいます。
  
- 当委員会では事業者の監督に加え、円滑な個人データの移転のための取組や国際的な執行協力も進めています。

- EU とは、相互の円滑な個人データの移転を実現するために対話を進めてきており、来年の早い時期を目標に、手続を行うことで一致しています。
  
- さらに、多国間の取決めである APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの促進に向けて内外で精力的に活動しています。また、EU の個人データ越境移転の制度との相互運用を展望しています。
  
- このように円滑な個人データの移転のための取組や国際的な執行協力を通じてイーストとウェストをコネクトすることに貢献して行きたいと思えます。

#### おわりに

- 私共、個人情報保護委員会としては、民間部門の自主的な取組を促すとともに、独立機関として効率的かつ効果的な執行を行っていきます。また、個人情報の保護と活用のバランスに配慮しつつ、国際的にも貢献して行きたいと思えます。
  
- ご清聴ありがとうございました。

以 上